

議案第7号

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例を制定する
について

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和5年11月24日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市東小学校跡地複合施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに地域社会における福祉の増進を図るため、成田市東小学校跡地複合施設（以下「複合施設」という。）を成田市堀之内392番地4に設置する。

(事業)

第2条 複合施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進及びスポーツ活動の促進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第3条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 複合施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 複合施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものであるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、複合施設を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用の許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

（使用料）

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、複合施設への入館を制限し、又は退館させることができる。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、複合施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき（第8条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これに

よって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の前においても、複合施設の使用の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

1 施設使用料（専用使用）

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
	第 1 会議室	820円	820円	820円	820円	980円
第 2 会議室	820円	820円	820円	820円	980円	980円
体育館	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	2,020円	2,020円

備考

- 1 次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）をこの表に掲げる使用料の額（第3条第2項の規定により開館時間に変更になった場合における午前9時から午後9時までの時間以外の時間の使用に係る使用料の額は、午前9時前の時間にあつては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午前9時から午前11時までの時間の額の1時間相当額とし、午後9時後の時間にあつては1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき午後7時から午後9時までの時間の額の1時間相当額とする。以下「基本額」という。）に加算する。
 - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 基本額に100分の50を乗じて得た額
 - (2) 第3条第1項に規定する開館時間以外の時間に使用する場合 使用する時間1時間までごとに、基本額の1時間に相当する額に100分の100を乗じて得た額
- 2 1(1)及び(2)に掲げる場合のいずれにも該当するときは、該当するそれぞれの額を基本額に加算する。
- 3 基本額（体育館を除く。）及びこれに加算する額には、冷暖房使用料が含まれるものとする。

2 施設使用料（個人使用）

時間区分 使用区分	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
		(1人1 回につ き)	(1人1 回につ き)	(1人1 回につ き)	(1人1 回につ き)	(1人1 回につ き)

体育館	一般・学生	150円	150円	150円	150円	180円	180円
	中学生 (義務教育学校の後期課程の生徒を含む。) 以下	90円	90円	90円	90円	110円	110円

備考

1 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、この表に掲げる使用料の額（以下「使用料」という。）に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）を加算する。

2 使用料及びこれに加算する額には、冷暖房使用料が含まれるものとする。

3 附属設備使用料

使用区分	金額
冷暖房設備（体育館において、専用使用する場合に限る。）	1時間までごとに 660円